

佐賀県告示第 157 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
古宇田歯科医院	佐賀市高木瀬町大字長瀬 920 番地 3	平成 28 年 1 月 1 日
タイハイ薬局メディカルモールしろいし店	杵島郡白石町大字福吉 1836 番地	平成 28 年 1 月 12 日
そえじま歯科	佐賀市久保田町大字徳万 925 番地 5	平成 28 年 1 月 4 日
医療法人なごみといやし のクリニック	武雄市武雄町大字富岡 12624 番地 5	平成 28 年 1 月 1 日
いぬお病院	鳥栖市萱方町 110 番地 1	〃
岸クリニック	西松浦郡有田町本町丙 967 番地 1	〃
かわぞえ内科クリニック	杵島郡白石町大字福吉 1834 番地 1	平成 28 年 1 月 18 日